

「全国学力・学習状況調査」の実施に反対する声明

1 はじめに

文部科学省は、2007年4月24日、全国の小学校6年生・中学校3年生を対象に、「全国学力・学習状況調査」（以下「学力調査」という）を実施するとしている。学力調査では国語・算数（中学校は数学）の教科調査と生活習慣や学習状況についての質問紙調査が行なわれることになっている。文部科学省は、学力調査の目的を、①全国的な義務教育の機会均等と水準向上のための学力・学習状況の把握・分析、②各教育委員会、学校等の全国的な状況との関係での教育の結果の把握と説明し、教育行政上の調査であることを強調している。

2 学力調査は市町村・学校、児童・生徒の序列化をもたらす

文部科学省がどのように説明しようと、今回の学力調査が児童・生徒への教育に深刻な影響を及ぼすことは避けられない。

教科調査の解答用紙には「名前」、「組」「出席番号」を記入させ、質問紙調査の回答用紙にも「学校」、「組」、「出席番号」、「性別」（小学校6年生については「名前」も）を記入させるから、容易に個人を特定できることになる。児童・生徒についての調査結果は文科省から学校に提供され、学校から児童・生徒に提供されることになっているから、調査結果が日々の教育指導や成績評価と結びついていくことは避けられない。

2006年暮に行なわれた予備調査の質問紙調査は、「あなたの家には本が何冊くらいありますか（教科書や参考書、漫画や雑誌は除きます）」「家にあるコンピューターでインターネットを利用していますか」「1週間に何日、学習塾に通っていますか」「家の人は、授業参観や運動会などの学校行事によくきますか」など、私生活やプライバシーに踏み込んだ90項目を超える質問からなっており、今回の本調査でも同じような調査が行なわれることになっている。家庭生活の状態を含む赤裸々な教育環境が詳細に集約され、教育指導に結びつけられていけば、児童・生徒に深刻な波紋を投げかけ、亀裂を拡大していくことにならざるを得ない。

さらに、児童・生徒の成績は、学校単位でとりまとめられるため、学校間や地域間の序列化に繋がることにもなる。東京都などで行なわれてきた学力調査では、学校選択制とあいまって学校の序列化を引き起こし、「学力調査の結果によって予算を増やす」などという教育行政すら生み出されてきた。学力調査が生み出す学校や地域の序列化が、経済格差と連動することによって深刻な教育格差が生じることは明らかである。

わが国は、1996年、2004年と、国連子どもの権利委員会より、「高等教育進学のための過度な競争」の弊害が生じているとしてこの是正を勧告されている。そして政府自身も、我が国の教育が「過度な競争的な性格がみられることにつき、全くないとはいわない」と、教育が「過度な」競争的性格を有していることを認めている（平成18年5月12日付「児童の権利条約第3回政府報告に関するNGOと関係省庁との意見交換会について」）。

このようなもつとで、今回の学力調査が実施されれば、生徒・児童間、学校間、地域間の競争がいつそう激化し、格差が拡大することは必至である。学力調査の実施は、国連の勧告を無視し、「過度な競争」の弊害をさらに深刻化させようとする暴挙というほかない。

3 学力調査は個人情報保護法に抵触する

今回の学力調査は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）に抵触する違法な行政調査でもある。

個人情報保護法は、個人情報について「利用目的を特定し、特定された利用の目的を超えて保有してはならない」（第3条）としている。文部科学省の説明のように「学力・学習状況の把握・分析」を目的とする教育行政上の調査なら、児童・生徒を特定する必要はないのであるから、「出席番号」や「名前」を記入させる必要はそもそもない。また、「家にある本の冊数」だの「インターネット利用」だの「学習塾への通塾回数」だののプライバシーにかかわる質問紙調査に、「出席番号」や「名前」を記入させる必要はなおさらない。教育行政上の調査という目的からは不必要な個人を特定する情報を保有しようとする学力調査は、個人情報保護法に違反するものである。

次に、調査結果の「採点・集計・分析」は文部科学省から受託した民間業者が行うことになっており、解答用紙（教科調査）と回答用紙（質問紙調査）は、「名前」などを付したまま民間業者に送付されることになっている。学力調査では「名前」の記入はそもそも不要であるが、そのことをひとまずおいても個人を特定できる「名前」等を付したまま送付しなければ「採点・集計・分析」ができないことは決してない。個人情報保護法では「利用目的以外のために、保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない」（第8条）とされており、「採点・集計・分析」作業に必要な「名前」等の個人情報を民間業者に提供することは、利用目的以外の個人情報の提供制限に違反するものである。

さらに、「採点・集計・分析」の受託業者は小学校6年生についてはベネッセコーポレーション（以下、「ベネッセ」）、中学校3年生についてはNTTデータである。ベネッセは明らかに受験産業であり、NTTデータも受験産業の旺文社とかかわりを持っている。今回の学力調査ではベネッセなどに詳細かつ膨大な情報が集約されるのであり、その情報が企業活動等に利用されてしまう危険は否定できない。情報と企業の性格からして、個人情報保護法が求める「漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置」（第6条）が尽くされることは期待できないのである。とりわけ、「学習塾への通塾回数」などの質問紙調査の結果は受験産業にとって垂涎の的と言うべき情報である。こうした情報を、個人が特定できるかたちで教科調査の結果とあわせて受験産業に提供することはきわめて問題と言わざるを得ない。

4 おわりに

以上のように、今回の学力調査は、児童・生徒間、学校間、地域間の序列化・格差拡大を引き起こすものであるとともに、児童・生徒や家庭にかかわる個人情報を不必要に収集し、民間業者に提供する点で個人情報保護法に抵触する違法な行政調査である。

自由法曹団は全国学力・学習状況調査の実施に反対する。

2007年 4月 2日

自 由 法 曹 団
団 長 松 井 繁 明